

業務要求水準書 新旧対照表  
(令和4年(2022年)10月20日修正)

新	旧
<p>VI. 維持管理業務</p> <p>2. 基本的な事項</p> <p>(1)総則</p> <p>①一般事項</p> <p>ア 業務範囲</p> <p>・PFI事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。事業期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除き、全てPFI事業者の事業範囲とする。なお、PFI事業者は事業提案として<b>供用開始後から事業期間終了後30年間までの</b>長期修繕計画を提出することとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>VI. 維持管理業務</p> <p>2. 基本的な事項</p> <p>(1)総則</p> <p>①一般事項</p> <p>ア 業務範囲</p> <p>・PFI事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとする。事業期間中に発生する修繕業務は、市の帰責事由、不可抗力を除き、全てPFI事業者の事業範囲とする。なお、<b>大規模修繕については</b>、PFI事業者は事業提案として長期修繕計画<b>等</b>を提出することとする。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>VI. 維持管理業務</p> <p>4. 業務の実施に関する要求水準</p> <p>(4)修繕業務</p> <p>①一般事項</p> <p>・PFI事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を②に示す図の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施すること。</p> <p>・修繕業務は経常的修繕及び計画修繕を行うこと。なお、経常的修繕は日常修繕ともいう。計画修繕は大規模修繕ともいう。</p> <p>・修繕に関する用語について</p> <p>修繕 建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</p>	<p>VI. 維持管理業務</p> <p>4. 業務の実施に関する要求水準</p> <p>(4)修繕業務</p> <p>①一般事項</p> <p>・PFI事業者は、定期点検等及び保守業務に係る要求水準を満たすために必要となる修繕を②に示す図の「修繕に係る要求水準」に基づき速やかに実施すること。</p> <p>・修繕業務は経常的修繕及び計画修繕を行うこと。なお、経常的修繕は日常修繕ともいう。計画修繕は大規模修繕ともいう。</p> <p>・修繕に関する用語について</p> <p>修繕 建築物等の劣化した部分若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させることをいう。</p>

新	旧
<p>経常的修繕(日常修繕) 日常的に行う小規模な修繕をいう。  <b>計画修繕(大規模修繕)</b> 一定期間ごとに行う大規模な修繕をいう。  (省略)</p>	<p>経常的修繕(日常修繕) 日常的に行う小規模な修繕をいう。  (省略)</p>
<p>VI. 維持管理業務  4. 業務の実施に関する要求水準  (4)修繕業務  ②建築物の修繕  (省略)</p> <p>・<b>長期修繕計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期修繕計画は、良好な状態の実現方策が見込める具体的な計画であること、設備等の耐用年数、施設の特性を考慮し、施設への影響を最小限とする計画であること、技術進歩に柔軟に対応することが可能な計画であることを期待する。なお、事業期間中の経常的修繕(日常修繕)とともに計画修繕を含め、長期修繕計画に見込むこと。</li> <li>・PFI事業者は、事業提案として<b>供用開始後から事業期間終了後30年間までの</b>長期修繕計画を提出することとする。</li> <li>・PFI事業者は、長期修繕計画<b>(供用開始後から事業期間終了後30年間まで)</b>を維持管理業務が開始する6か月前までに市に対して提出し、市と協議の上、承認を得ること。</li> <li>・PFI事業者は、本事業期間終了の1年前までに建物劣化調査を実施するとともに、市に対し、本施設を継続使用できるよう、事業期間終了後に行うべき長期修繕計画<b>(事業期間終了後30年間まで)</b>を策定して提出すること。</li> </ul> <p>(省略)</p>	<p>VI. 維持管理業務  4. 業務の実施に関する要求水準  (4)修繕業務  ②建築物の修繕  (省略)</p> <p>・<b>計画修繕(大規模修繕)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期修繕計画は、良好な状態の実現方策が見込める具体的な計画であること、設備等の耐用年数、施設の特性を考慮し、施設への影響を最小限とする計画であること、技術進歩に柔軟に対応することが可能な計画であることを期待する。なお、事業期間中の経常的修繕(日常修繕)とともに計画修繕を含め、長期修繕計画に見込むこと。</li> <li>・PFI事業者は、事業提案として長期修繕計画<b>等</b>を提出することとする。</li> <li>・PFI事業者は、長期修繕計画を維持管理業務が開始する6か月前までに市に対して提出し、市と協議の上、承認を得ること。</li> <li>・PFI事業者は、本事業期間終了の1年前までに建物劣化調査を実施するとともに、市に対し、本施設を継続使用できるよう、事業期間終了後に行うべき長期修繕計画<b>(事業期間終了後30年間)</b>を策定して提出すること。</li> </ul> <p>(省略)</p>